

財務省告示第百十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十六年度の初日から平成十七年二月二十八日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十七年三月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十六年度の初日から平成十七年二月二十八日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	八・七八トン
三	七トン
四	二八、八一七トン
五	一、二八四トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
九二七トン	七四八トン	一四、六七二トン	一一三、七七七トン	三七、八二トン	六三三トン	三八一、九四五トン	一、三八六、二二五トン	五、一三六、七三三トン	九三、六八トン	八、一二六トン	四、六七八トン	三六、二九トン	八トン	トン	一八トン

二九	一、二六三トン
二八	一四トン
二七	一五、三五六トン
二六	三、二九三トン
二五	トン
二四	一八トン
二三	五、七四トン
三三	二三五トン
三一	三四、六三二トン